

**平成 29 年度**  
**外国人旅行者の受入れに向けた**  
**宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金**  
**募集要項**

**申請受付開始日**

平成 29 年 4 月 3 日（月曜日）

※ 補助は予算の範囲で原則受付順とします。  
受付は、申請に必要な書類が完備されたものから行います。  
また、手続の都合上、事前に来庁日時について担当者とお約束の上、お越してください。（ご対応できない場合があります。）

※申請様式は東京都産業労働局のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/syukuhaku/>

**問い合わせ先**

**東京都 産業労働局 観光部 受入環境課**

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話（03）5320-4627

FAX（03）5388-1463

## 目次

1	事業内容	1
2	補助対象者	1
3	補助対象施設	1
4	補助率・補助限度額	2
5	補助事業の流れ	2
6	補助要件	3
7	補助対象経費	5
8	補助対象外経費	6
9	分煙コンサルタントの派遣	7
10	申請に必要な書類	8
11	申請書の提出	9
12	申請に関する注意事項	9
13	審査方法	10
14	補助事業者に採択された後の注意事項	10
15	補助金交付決定の取消し・補助金の返還	12

## 1 事業内容

東京を訪れる外国人旅行者が快適に宿泊・飲食施設を利用することができる環境整備を推進することを目的に、東京都内の宿泊・飲食施設における分煙環境の整備を支援します。

## 2 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者は、下記（１）又は（２）に該当する事業者とします。

- （１）東京都内において宿泊施設を営む者
- （２）東京都内において飲食施設を営む者で、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者\*に該当する者であり、かつ大企業が実質的に経営に参加していない者

ただし、上記（１）又は（２）に該当する者であっても、以下のアからキまでのいずれかに該当する者は補助金の交付対象となりません。

- ア 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者
- イ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- ウ 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っている者
- エ 過去に国・都道府県・区市町村等から補助事業の交付決定の取消し等を受けた者、又は法令違反等不正の事故を起した者
- オ 民事再生法、会社再生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
- キ その他、事業の目的に照らして、補助金を交付することが適切でないと東京都が判断する者

\* 飲食業における中小企業者とは、資本金の額が 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 50 人以下のどちらか一方の条件を満たす者です。

なお、「経営が中小・個人規模の飲食施設における分煙環境の整備を支援すること」という本事業の目的に照らして、原則として所謂、看做し大企業は補助の対象外となります。

## 3 補助対象施設

補助金の交付の対象となる施設は、下記（１）又は（２）の施設です。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に定める接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行う者は除きます。

(1) 東京都内において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の営業を行う宿泊施設  
※ロビー等、不特定多数の宿泊客が利用できる施設に限ります。客室は含みません。

(2) 東京都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の許可を受けて飲食店営業又は喫茶店営業を行う飲食施設

#### 4 補助率・補助限度額

下記に定める額を限度として、予算の範囲内で交付します。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

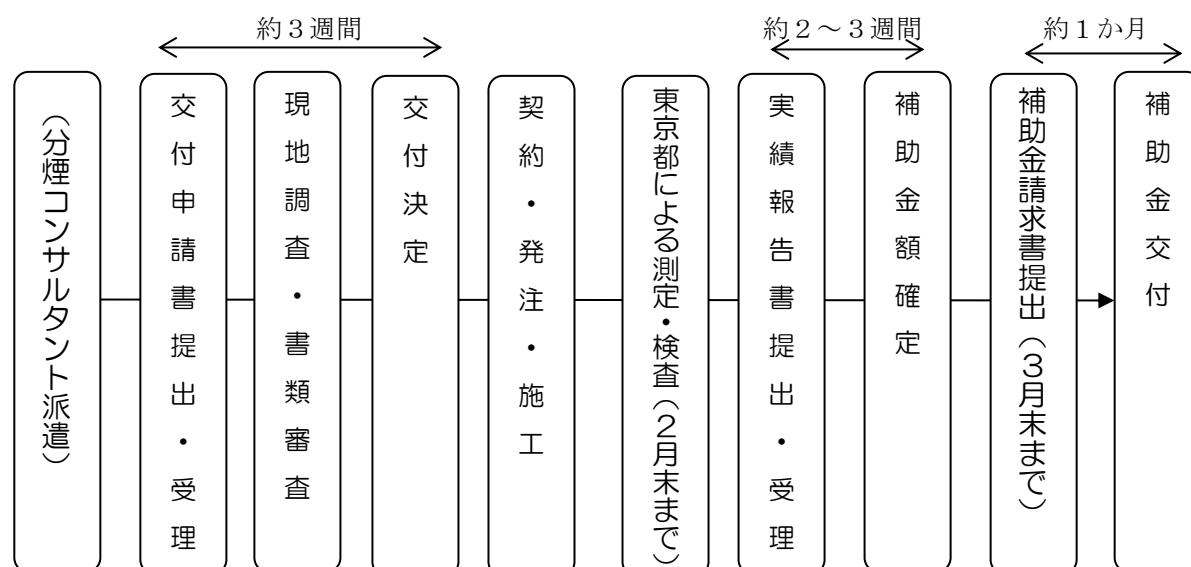
(1) 補助率

補助対象経費の 4 / 5 以内

(2) 補助限度額

1 施設につき 3 0 0 万円を限度とします。

#### 5 補助事業の流れ



※分煙コンサルタント派遣は、補助金を受ける上で必須ではありません。

※交付申請書受理から交付決定まで約 3 週間かかりますので、上記スケジュールに配慮した事業計画を立てるとともに、余裕を持って申請してください。

※補助対象工事・設備の契約・発注は、補助金の交付決定後でなければなりません。

※東京都による測定・検査には、遅くとも平成 3 0 年 2 月末日までに、合格する必要があります。

※補助金は、検査に合格し、補助金額が確定された後に、請求にもとづいて交付されます。

※補助金の請求は、平成 3 0 年 3 月末日に締め切ります。（P10参照）

## 6 補助要件

東京都内の宿泊・飲食施設において、要件1及び要件2を満たし、かつ、下記(1)から(3)までのいずれかの条件を満たす分煙措置を行う場合に補助対象とします。

**要件1：外国人旅行者受入れのための多言語対応に取り組んでいる、または取り組もうとしていること。**

- (例) ホームページ、メニュー、室内設備の利用案内、施設周辺案内等の外国語表記等  
※申請時点で多言語対応の取組がなされていない場合は、実績報告書提出までに取組の実施をお願いします。実績報告時に確認いたします。  
※メニューの外国語表記については、東京都の多言語メニュー作成支援ウェブサイト「EAT 東京 (<http://www.menu-tokyo.jp/menu/>)」がご利用いただけます。

**要件2：分煙環境整備後において、東京都が行うアンケート調査や視察受入れ、事業PRなどに協力すること。**

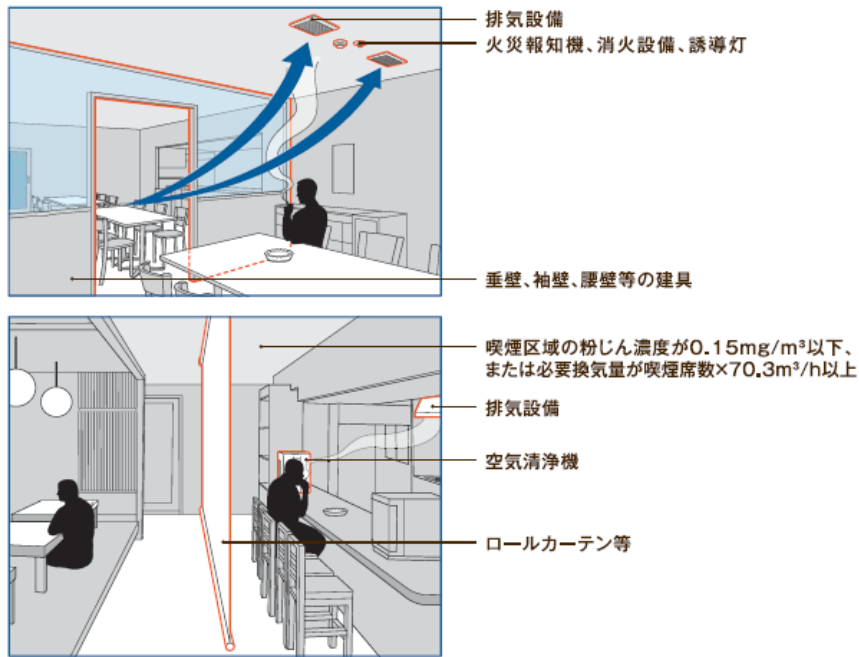
### (1) 喫煙室の設置

- ア 給気のために必要な開口部(「がらり」や「アンダーカット」を含む。)を除き、床面から天井まで達する壁等によって他の部屋から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。  
イ 喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上あること。  
ウ たばこの煙を屋外に排出することができること。



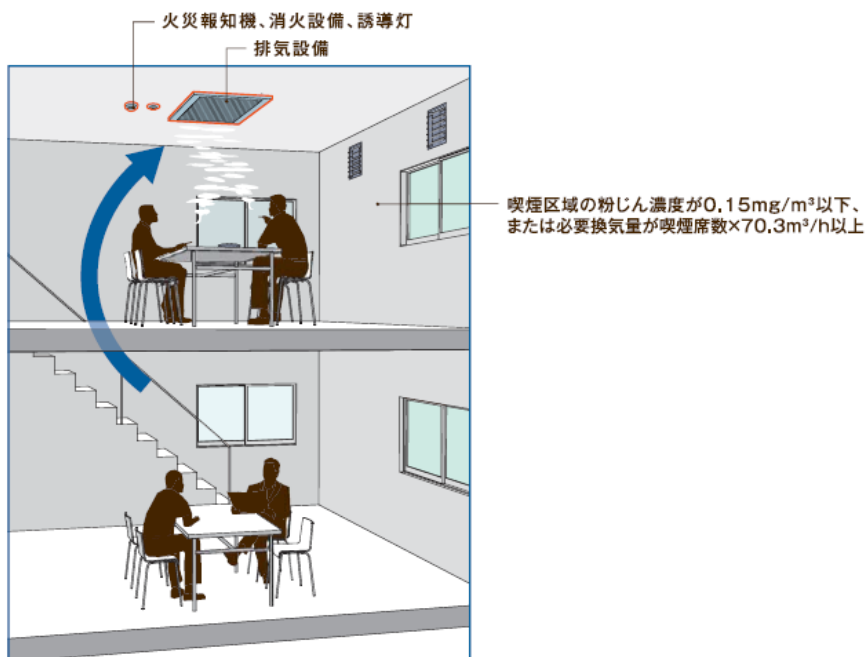
### (2) エリア分煙

- ア 喫煙区域と禁煙区域が壁や間仕切り等(家具、パーテーション、ロールカーテンを含む)により仕切られており、たばこの煙が禁煙区域に流れないように工夫すること。  
イ 喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m<sup>3</sup>以下となること、又は喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が喫煙席数n×70.3m<sup>3</sup>以上となること。  
ウ たばこの煙を屋外に排出することができること。



### (3) フロア分煙

- ア 喫煙することができる階を禁煙階より上に設けること。これが難しい場合は、喫煙階に通ずる昇降口に扉を設けること等により、たばこの煙が禁煙階に流れないように工夫すること。
- イ 喫煙階の粉じん濃度が  $0.15\text{mg}/\text{m}^3$  以下となること、又は喫煙階における 1 時間あたりの必要換気量が喫煙席数  $n \times 70.3 \text{ m}^3$  以上となること。
- ウ たばこの煙を屋外に排出することができること。



## 7 補助対象経費

補助対象経費は、以下（１）から（３）までの条件に適合する経費で「補助対象経費一覧」に掲げる経費です。なお導入設備は新品のみを補助対象とします。

- （１）補助対象設備の導入に必要な設備費、工事費のうち、東京都が必要かつ適切であると認めた経費
- （２）補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして明確に区分できる経費
- （３）原則として、所有権が補助事業者に帰属する経費

### ・補助対象経費一覧

対象経費	区分	対象となるもの
機器等購入費、必要不可欠な付帯設備費 材料費、労務費、直接仮設費、運搬費・ 機器搬入費、設計費、 立会検査費、 清掃費（当該工事に 係るものに限る） 補助対象の設備・機 器等の設置を行うた めに必要な不可欠な工 事費	建築工事	間仕切り壁設置 扉・ガラス設置 クロス貼り・塗装・壁材・床材・天井材（不 燃・難燃等の防火材料、耐シガレット材等） 天井点検口の設置 既存施設の解体・撤去・処分
	機械設備工事	給排気設備（換気扇・ダクト等）設置 スプリンクラー移設・増設 火災報知機移設・増設 空調機器（エアコン等。特に必要と認められ る場合に限る）
	電気設備工事	上記機器設備工事に伴う電気設備工事 照明機器（喫煙室に限る）、スイッチ 非常照明機器・非常灯 人感センサー、コンセント増設
	機器・備品類	空気清浄機、灰皿・机・カウンター・椅子・ ベンチ等（喫煙室に備え付けて使用するもの に限る）
	その他	分煙環境である旨を表示する案内等 建築基準法、消防法等の手続き及び消防法等 の他法令で設置が義務付けられている機械 装置等

※国、地方公共団体等から、当該申請に係る分煙環境整備に対し、補助金その他の財政的支援を受けている場合は、補助金の交付対象となりません。

## 8 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象となりません。

- (1) 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、旅費・交通費、通信費、水道光熱費、振込手数料等）
- (2) 分煙設備設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費
- (3) リース・レンタルによる設置や割賦販売で購入した機器に係る経費
- (4) 契約から支払までの一連の手続きが、東京都が指定する期日まで（平成29年度内）に行われていない経費
- (5) 交付決定前に発注、施工又は導入した設備等に要する経費
- (6) 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費
- (7) 補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費
- (8) 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費
- (9) 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- (10) 中古品の購入経費
- (11) 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費
- (12) 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
- (13) 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (14) 現金、手形、小切手、クレジットカード等により支払が行われている経費
- (15) 不動産・構築物の購入経費
- (16) 社屋の建築・増築・改築に係る経費
- (17) その他、東京都が適切ではないと判断する経費



## 9 分煙コンサルタントの派遣

東京都は、日本たばこ産業㈱と事業実施協力に係る協定書を締結し、対象となる事業者の皆様に対する支援を行っています。

### (1) 分煙コンサルタントの業務内容

施設や店舗ごとに、現在の状況に応じた分煙に関する様々な技術的なアドバイスをを行います。効率の良い分煙方法（喫煙室の新設や改善）をはじめ、室内浮遊粉じん濃度の低減方法、必要な風速を確保する方法など、分煙コンサルタントが直接訪問してご提案を行います。

ア 分煙コンサルタントの派遣は無料です。

イ 分煙コンサルタントの派遣は補助金を申請する上で必須ではありません。

ウ 詳細については、日本たばこ産業㈱のホームページをご参照ください。

<http://bun-en.com/consul/>

《分煙コンサルタントの派遣に関するお問い合わせ》

**日本たばこ産業㈱ お客様相談センター**

**電話： 0120-198-504**

受付時間： 平日9:00～17:00

休業日： 土日祝日、創立記念日（6月最初の平日）、12月30日～1月4日

※お客様からのお問い合わせを正確にうけたまわるため、録音させていただいております。なお、録音は一定期間経過後消去いたします。

※お問い合わせの際は、いま一度番号をご確認の上、お掛け間違いのないよう、お願い申し上げます。

※分煙コンサルタントの派遣についてお申込み又はお問い合わせをいただいた事業者様の個人情報については、当該お申込み又はお問い合わせへの対応、分煙コンサルティングの実施、補助申請のお手続きに関する助言及び東京都への情報提供の目的で利用いたします。なお、東京都への情報提供の詳細につきましては、以下のとおりです。

①提供する情報の項目：前記事業者様の氏名、ご住所及びご連絡先等

②提供の手段又は方法：書面若しくは電磁的な方法による送付又は送信

③提供を停止する方法：日本たばこ産業㈱のホームページをご参照ください。

<http://www.jti.co.jp/privacy/procedure/index.html>

## 10 申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書・事業計画書（東京都指定様式）※実印を押印、片面印刷
- (2) 誓約書（東京都指定様式） ※実印を押印
- (3) 申請前確認リスト（東京都指定様式） ※実印を押印
- (4) 補助対象設備の設置に係る見積書等（積算根拠が分かる明細付）の写し\*
- (5) 補助対象設備の工事に係る工程表の写し
- (6) 工事が発生する場合で、自社所有でない土地・建物に設備を設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾書
- (7) 平面図・開口面積がわかる立面図の写しなど、補助対象設備の設置場所・内容が確認できる書類
- (8) 換気量計算書、換気装置の排気風量が記載されたカタログ又は仕様書の写し、補助対象設備に係るカタログの写し
- (9) 多言語対応に取り組んでいることが分かる資料の写し  
※これから取り組む場合は、多言語化する予定の項目を事業計画書に記載
- (10) 営業許可書の写し
- (11) 履歴事項全部証明書（発行3か月以内）  
※個人の場合は、開業届出の写し
- (12) 印鑑証明書（発行3か月以内）
- (13) 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し 2期分  
※個人の場合は、貸借対照表を含む青色申告決算書の写し
- (14) 社歴（経歴）書（会社概要・パンフレットでも可）
- (15) その他東京都が別途指定する書類

\*（4）について、原則として2社以上の見積書を提出してください。1社のみのお見積書しか提出できない場合は、その合理的な理由を説明しなければなりません。  
(様式任意)。

## 1 1 申請書の提出

- (1) 申請様式の入手方法  
申請書類の指定様式は、東京都産業労働局ホームページ  
(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/syukuhaku/>) から  
ダウンロードしてください。
- (2) 申請受付開始日  
平成29年4月3日（月曜日）
- (3) 提出先  
新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎24階中央  
東京都産業労働局観光部受入環境課（環境整備推進担当）  
電話03-5320-4627

## 1 2 申請に関する注意事項

- (1) お申込みは原則として、上記1.1(3)提出先への**持参**で受け付けます。
- (2) 受付時の混雑を回避するため、申請書の提出は事前申込制となっています。窓口  
までお越しの際は、必ず事前にご連絡ください。
- (3) 同一設備で、国・都道府県・区市町村等から補助金その他の財政的支援を受けてい  
るものは原則として対象になりません。
- (4) 提出された書類はお返しいたしませんので、必ず控えを保持してください。
- (5) 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。
- (6) 補助対象経費の算出に当たっては、内容を十分に検討してください。
- (7) 書類提出は、必ず申請者の方が持参してください。工事関係者等、申請者以外の方  
の代理申請はできません。
- (8) 分煙設備の設置の際に、スプリンクラー設備や火災報知機の増設等、又は排煙・換  
気設備の設置や非常用照明の増設が必要になる場合があります。必ず申請前に所管の  
官庁へご確認ください。
  - ・消防法（所管消防署）
  - ・建築基準法（都または区市町村の建築確認担当部署）
- (9) 申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付して下さい。
- (10) 必要に応じて、東京都から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- (11) 追加資料の提出期限を過ぎたり、申請でお越しいただく際に事前の連絡なしに指  
定日時にお越しにならない場合には、申請を辞退したものとみなします。

## 1 3 審査方法

### (1) 審査

- ア 提出書類及び現地調査に基づき、審査を行います。
- イ 現地調査は、事業計画の基礎となる実態等を把握するため、設備設置予定場所を訪問します。日程等については、別途お知らせします。
- ウ 審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- エ 審査の結果は文書で通知します。
- オ 審査の結果、不交付（補助事業の対象とならない旨）の決定がなされる場合があります。

### (2) 交付決定

- ア この際に通知する「交付決定額」とは、補助交付予定金額の上限を示すものです。
- イ また、申請額と交付決定額（交付予定金額の上限）が異なる場合があります。
- ウ 補助金交付に当たって、必要な条件が付される場合があります。

## 1 4 「交付決定」後の注意事項

### (1) 補助事業の実施

交付決定後に、補助対象工事・設備の契約・発注等を開始することとなります。

### (2) 補助金額の確定

- ア 工事完了後、補助対象設備の設置場所までお伺いし、分煙措置が要件を満たしているか測定・検査を行うとともに設置の確認をします。東京都による測定・検査には、遅くとも平成30年2月末日までに合格する必要があります。
- イ 事業が完了し、全ての支払が終了した後、実績報告をすることとなります。  
補助金の交付を受けるには、平成30年3月末日までに適法な請求書を提出していただく必要があります。
- ウ 完了検査後に実際に交付されることとなる補助金の額が確定します。  
(交付決定額（交付予定金額の上限）から減額されることがあります）。

### (3) 補助事業中の注意事項

#### ア 経費の支払方法

補助事業に係る経費の支払は、**金融機関・郵便局からの振込払い**とします。  
また、他の取引の経費との混合払いは原則として認めませんので、他の経費とは区別できるようにしてください。

#### イ 禁止事項（補助事業中及び完了後）

- ① 原則として、補助事業に基づき導入する補助対象設備その他の設備については、その機種、型式及び設置場所を申請書記載のものから変更し、又は改造することはできません。

- ② 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継することはできません。
- ③ その他、東京都の事前承認を受けずに補助事業の内容を変更・中止することはできません。
- ④ 企業名（名称）・代表者・所在地の変更があった場合については、速やかに東京都への届出が必要です。
- (4) 補助事業完了後の注意事項
- ア 関係書類の保存  
補助事業に係る関係書類及び帳簿類は補助事業の完了した会計年度終了後、5年間保存しなければなりません。
- イ 財産の保管・管理  
補助事業により取得した補助対象設備その他の財産は、すべて善良なる管理者の注意を持って保管・管理しなければなりません。また、原則として、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間は当該財産の処分(売却・廃棄等)はできません。財産を処分した場合は、別に定めるところにより、納付金を納付していただきます。  
なお、運用を中止した場合も同様となりますので、後記15についても、あわせてご確認ください。

**※交付決定以後の事務手続などは、別途お知らせいたします。**

## 1 5 補助金交付決定の取消し・補助金の返還

本事業補助金については、公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。したがって、本補助金に対して交付申請をされる方、申請後、採択が決定し、補助金を受給される方は、十分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(例) 導入する設備の購入経費について、次の事例のような違反があったとき

- ・リベート（商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元を前提としていた場合
- ・購入経費を水増しした場合

- ・値引き、返金、下取り価格を隠匿した場合

- ・リース契約による導入を買い取って購入したように偽装した場合

(2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

(3) 補助対象設備の設置場所での事業活動の実態がないと認められるとき。

(4) 補助対象設備を無断で処分（移設、売却、賃貸、廃棄等）したとき。

(5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

(6) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

(7) 本補助金で整備した分煙環境の運用を中止したとき。

(8) 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した場合は、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に違約加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。

(9) 今後、国による新たな法規制や検討されている「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」による規制などが実施された結果、本補助金を活用して導入した分煙環境について利用が継続できなくなる場合があります。

この場合でも、上記（7）、1 4（4）イの場合と同様に、補助金を返還していただくことがあります。

＝申請者情報の取扱いについて＝

利用者 東京都

利用目的 当該事業の運営管理・統計分析のために使用します。

第三者への提供は原則として行いませんが、以下により行政機関・関係機関へ提供する場合があります。

- 1 目的：補助金等の重複確認、完了検査の実施等
- 2 提供する情報の項目：氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- 3 提供の手段又は方法：書面若しくは電磁的な方法による送付又は送信

※ 個人情報は「東京都個人情報取扱事務要綱」に基づき管理しております。

※以上の内容は、平成29年9月8日現在のものです。

最新の情報は、東京都産業労働局ホームページ

(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/syukuhaku/>)をご覧ください。